

香芝市監査委員告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和5年12月28日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査

第3 監査の対象

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 補助金交付団体 | 公益社団法人 香芝市シルバー人材センター |
| 2 所 管 | 市民環境部 産業振興局 商工観光課 |

第4 監査の実施期間

令和5年10月30日から令和5年11月27日まで

第5 監査の着眼点

補助金交付団体への財政的援助等に係る出納その他事務の執行が法令等に従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

補助事業に係る財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、補助金交付団体の職員及びその所管課関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、補助金交付団体への財政的援助等に係る出納その他事務の執行については、概ね妥当に処理されていると認められたものの一部留意を要する事項が見受けられた。

1 要望事項

- (1) 事務局職員のうち嘱託職員については、香芝市におけるパートタイムの会計年度任用職員と同様の雇用形態であることから、香芝市の取扱いの例により報酬等を支出していると解釈されているものの、明確かつ論理的な根拠なく香芝市との整合性が保てない基準により報酬等を算定し支出している事務については、速やかに是正に努め適正に執行されることを望む。

(2) シルバー人材センター運営の根幹となる各種規程については、整合性のない規定等が散見されることから、見直しを進め適正な事務の執行に努められたい。